

ご協力ください!

川崎市重度障害者医療費助成制度を利用する皆様へ

川崎市重度障害者医療費助成制度は医療を受けやすい環境を提供できるよう、川崎市が保険医療費の自己負担相当額を助成する制度です。

この制度を継続的・安定的に運営していくために、次の2点についてご理解・ご協力くださいますようお願い致します。

皆様に、ご協力いただきたい2つのこと!

1 特定疾病療養や自立支援医療制度の申請手続きを行ってください!

人工透析療法や身体障害者手帳を取得して自立支援医療（更生医療）に該当する治療を受けている方、通院により継続的に精神疾患の治療を受ける必要がある方は、特定疾病療養や自立支援医療制度の申請手続きをお住まいの地区の窓口で行ってください。



- ※ 人工透析療法は、原則医療保険制度である特定疾病療養になります。ご加入されている保険者が申請窓口になります。
- ※ 自立支援医療制度は、要件や所得条件を審査のうえ、該当する方に自立支援医療受給者証が交付されます。

2 「特定疾病療養受療証」や「自立支援医療受給者証」をお持ちの方は、対象となる医療を受診の際、医療機関等の窓口にご提示してください!

特定疾病療養や自立支援医療制度の申請手続きを行い資格取得された方（既にお持ちの方）は、対象となる医療を受診の際、医療機関等の窓口にご提示してください。



- ※ 自己負担相当額は、重度障害者医療費助成の申請により助成いたします。

●【主な国の公費負担制度（医療保険制度）の一覧】

法別番号	国の公費負担制度（医療保険制度）	対象者	対象医療	自己負担額	申請窓口
—	特定疾病療養	人工透析療法、血液製剤の投与に起因する HIV の治療を受けている者	人工透析療法、血液製剤の投与に起因する HIV など	原則 10,000 円 (上位所得者は 20,000 円)	ご加入の保険者
15	自立支援医療（更生医療）	身体障害者手帳を有し、当該障害に対して確実な治療の効果が期待できる者	じん臓機能障害、免疫機能障害、肢体不自由など	1割負担 (所得に応じた月額負担上限額あり)	お住まいの区の高齢・障害課 地区高齢・障害係
21	自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療のために継続的に通院する者	統合失調症など通院による医療	1割負担 (所得に応じた月額負担上限額あり)	お住まいの区の高齢・障害課

(なぜ、このような取組みが必要なのか、裏面をご覧ください)

● 「重度障害者医療費助成制度」ってどんな制度なの？

医療機関等に受診されたとき、保険医療費の自己負担相当額を川崎市が条例に基づいて助成する制度です。

障 害 者 医 療 証	
負担者番号	80145006
受給者番号	
対 象 者	
住 所	
氏 名	
生年月日	年 月 日 生 年 月 日 まで
有効期間	
発行機関名 及 び 印	上記の者は、川崎市重度障害者医療費助成条例により 医療費の一部を川崎市が助成する者であることを証明し ます。 川 崎 市 長 印
交付年月日	年 月 日

条例では国の公費負担制度（医療保険制度）の優先使用を定めております。

国の公費負担制度（医療保険制度）の利用によって給付が行われたときは、その自己負担相当額を同制度で助成いたします。

- 負担者番号の最初の2桁が「80」と記載されております。
- 対象となる医療は特定の疾病に限定されておられません。

● 国の公費負担制度（医療保険制度）を優先使用しないとどうなるの？

国の公費負担制度（医療保険制度）を優先使用しなければ、本来国全体で支える負担まで、川崎市が支えることとなります。

《国の公費負担制度（医療保険制度）を優先使用した場合》

保 険 給 付	国の公費負担制度 (医療保険制度)の給付	重度障害者医療費 助成制度の給付
---------	-------------------------	---------------------

《重度障害者医療費助成制度のみ使用した場合》

保 険 給 付	重度障害者医療費助成制度の給付
---------	-----------------

川崎市の負担が増加



重度障害者医療費助成制度が、国全体で支えるべき医療費まで支え続けると、この制度の継続的・安定的な運営に影響を与えかねません。

国の公費負担制度（医療保険制度）の優先使用について、ご理解をお願いいたします。

- ※ 自己負担相当額については、(障)医療証の裏面にあります、お住まいの地区の区役所保険年金課、支所区民センター保険年金係に申請していただくことにより、助成いたします。
- ※ 国公費負担制度等の資格取得に伴う証明書類（例えば「診断書」や「意見書」等）を医療機関に申請する際には、医師の意見書料等が発生する場合があります。

◎自立支援医療の申請手続等に関しては、お住まいの地区の窓口へ（市外局番 044）

川崎市保健福祉センター障害者支援係	☎201-3215	高津区保健福祉センター障害者支援係	☎861-3252
大師地区健康福祉ステーション高齢・障害係*	☎271-0162	宮前区保健福祉センター障害者支援係	☎856-3304
田島地区健康福祉ステーション高齢・障害係*	☎322-1984	多摩区保健福祉センター障害者支援係	☎935-3323
幸区保健福祉センター障害者支援係	☎556-6654	麻生区保健福祉センター障害者支援係	☎965-5159
中原区保健福祉センター障害者支援係	☎744-3265		

※大師・田島地区管内にお住まいの方の精神通院医療については、川崎区保健福祉センターが窓口となります。



◎重度障害者医療費助成制度に関するお問合せ先
川崎市健康福祉局障害福祉課 ☎044-200-2696

<平成 25 年 9 月 ~>